

今月の主な内容

- 新卒者就職応援キャンペーンを実施します 1
- セミナーレポート「パートで働くときの労働法の基礎知識」 2
- 今年度上半期「職場の嫌がらせ」に関する相談が大幅増 -東京都労働相談情報センター相談状況から- 3
- 「職業訓練校生徒作品展 '13&匠の技展」が開催されます 3
- 東京マイスター、今年度は40名 -東京都優秀技能者等表彰式が開催されました- 4
- 働きやすい職場づくりに取り組む企業のための企業交流会(多摩)のお知らせ 4
- 東京労働局からのお知らせ 4
- 労働keyword 豆知識 4
- セミナー・職業訓練・講習等募集情報 5~6



新卒者就職応援キャンペーンを実施します

東京都は、新卒者をはじめとした若年者の厳しい就職環境を受け、都内の経済団体、教育機関、行政などで構成する「東京都若年者就業推進ネットワーク会議」と連携し、平成25年1月から3月までを「新卒者就職応援キャンペーン」期間と位置づけ、以下のとおり、若年者の就業を支援する取組を行います。

キャンペーンの対象は、高校・大学等を平成25年3月卒業予定の学生のほか、卒業後3年以内の既卒者で就職活動を継続中の方も含まれます。内定獲得にむけてラスト・スパートをかけている若年者の方は、是非ご活用下さい。

●● 新卒特別応援窓口を設置します! ●●

就職支援アドバイザーが、職業適性・面接対策といった個別カウンセリングを行い、今後の活動についてアドバイスします。一人ひとりの適性に応じたきめ細かい支援をすることで、一人でも多くの方の早期就職をサポートします。また、東京しごとセンター・しごとセンター多摩で開催する各種セミナーへの参加や、新卒向け求人情報の閲覧ができます。まずはご来所いただき、利用者登録の上、ご利用下さい。

開設期間 平成25年1月7日(月)～6月29日(土)

開設場所 東京しごとセンターヤングコーナー

利用時間 平日：9時～20時

土曜：9時～17時

※日曜及び祝日はご利用いただけません。

(千代田区飯田橋3-10-3)

東京しごとセンター多摩

(国分寺市南町3-22-10)

【問合せ先】 東京しごとセンターヤングコーナー ☎03-5211-2851 東京しごとセンター多摩 ☎042-329-4510

●● 合同企業説明会直前セミナーを開催します! ●●

内定獲得を目指す合説活用術!

～企業研究・しごと理解の必須ポイントを学ぶ～

内定獲得を目指すため、企業研究や仕事への理解について学びます。右に記載の合同企業説明会直前に受講することで、効率よく内定獲得のための必須ポイントを身につけることができます。

日時 平成25年1月22日(火)10時～17時 **定員** 40名

会場 東京しごとセンター(千代田区飯田橋3-10-3)

下記申込み先へお電話にてお申込み下さい。

【申込み先】

東京しごとセンターヤングコーナー ☎03-5211-2851

●● 合同企業説明会を開催します! ●●

新卒採用に意欲的な企業約20社が、事業内容や仕事の魅力等について丁寧に説明します。質疑応答の時間もあり、企業の全体像をしっかりとった上で、応募に臨むことができます。

日時 平成25年1月29日(火)13時～16時30分

(受付：12時30分～16時)

会場 東京しごとセンター(千代田区飯田橋3-10-3)

定員 100名

平成25年1月8日(火)より申込みを受け付けます。下記申込み先へお電話にてお申込み下さい。

【申込み先】

東京しごとセンターヤングコーナー ☎03-5211-6351

●● 新卒向け模擬面接セミナーを開催します! ●●

実際の面接を意識した模擬面接を少人数で行います。

日時 平成25年2月1日(金)10時～17時 **定員** 30名

会場 東京しごとセンター(千代田区飯田橋3-10-3)

平成25年1月11日(金)より申込みを受け付けます。下記申込み先へお電話にてお申込み下さい。

【申込み先】

東京しごとセンターヤングコーナー ☎03-5211-6351

●● 若者ジョブサポーター募集中! ●●

東京都は、インターンシップ、職場見学や職場体験の受入れ等、若者の就業支援に取り組んでいただける企業等*(=若者ジョブサポーター)を募集しています。未来を担う若者の育成に、ご協力をお願いします。

※都内に事業所を有する、企業・公益法人・NPO法人等が対象です。

【申込み先】 東京しごとセンター ☎03-5211-2804

セミナーレポート

“パート・派遣・契約社員等の労働月間”セミナーから
「パートで働くときの労働法の基礎知識」

東京都では、毎年11月を「パート・派遣・契約社員等の労働月間」と定めており、今年度も、非正規で働く方や非正規社員を雇用している企業担当者向けに、セミナー&相談会を開催しました。その中から、弁護士・坏(あくつ)由美子先生によるセミナーについて、要旨を紙面でご紹介します。

パート労働者のための法律には、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)があり、別途指針等も定められています。またパート労働者も、通常の労働者と同様、労働基準法や男女雇用機会均等法様々な労働法が原則適用されます。以下、パート労働者に多い事例を通して労働法を解説します。



▲労働法をわかりやすく解説して下さった坏先生

事例1 求人の際の労働条件との食い違い

労働契約は、企業と労働者双方の意思表示が合致してはじめて、法的に成立します。労働契約締結に際しては、期間、場所・業務内容、労働時間、賃金、退職に関する明示義務が使用者にあります。パート労働者の場合は口頭だけで契約締結してしまい、労働契約の内容が不明確なケースも多いです。しかし法は、パート労働者について、上記の労働条件に加え、昇給・退職手当・賞与の有無に関しても文書の交付等による明示を義務付けています。

判例では、求人広告や求人票記載の労働条件は、労働契約締結に際し、これと異なる合意をするなど特段の事情がない限り、労働契約の内容になるとされています(千代田工業事件・大阪高判H2.3.8)。また、事前の説明より悪い給与待遇が労働者に精神的衝撃を与えたとして、労働基準法違反に加え、信義誠実義務原則違反も認め、慰謝料支払を命じた判例もあります(日新火災海上保険事件・東京高判H12.4.19)。

求人票に賃金が明示され、別途労働契約締結時に賃金を明示しない場合、労働者としては求人票記載の賃金の支払いを請求することになります。

事例2 何の根拠もない賃金引下げ

いったん労働契約を結んだ後、賃金や労働時間等労働条件を変更する場合は、労使の合意が原則と労働契約法に定められています。賃金に関しては、経営状況等会社の意向が優先すると思われがちですが、原則は労使双方の合意が必要なのです。

判例では、年俸制で契約を結んだのにも関わらず、契約途中で就業規則を変更し、一方的に賃金を引き下げることは許されないとするものがあります(シーエーアイ事件・東京地判H12.2.8)。

賃金の引下げには、労働者の同意を得るか、就業規則等の変更が必要ですが、当該企業にとっての合理性・必要性の度合いも重要なポイントとなってきます。

事例3 解雇、雇止め

解雇は契約期間途中の契約解除、雇止めは契約期間満了時に契約を更新しないことを指します。解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当である

と認められない場合は無効です。また、期間の定めのある契約の場合の解雇制限は、「やむを得ない事由がある場合」(労働契約法17条1項)と、さらに解雇に制限をかけています。

反復更新が常態化していた労働契約の場合は、実質的に期間の定めのない契約と異ならない状態であったと認め、一方的な雇止めは解雇権濫用にあたることとされた判例がありました(東芝柳町工場事件・最判S49.7.22)。今年8月に改正された労働契約法には、この「雇止め法理」が明文化されています。

事例4 母性保護措置、育児・介護休業等をめぐる不利益取扱いとしての労働条件引下げ

妊娠・出産を機に雇止めされる女性のパート労働者も多いです。パート労働者も、当然、労働基準法や男女雇用機会均等法にある母性保護に関する不利益取扱い禁止、要件によっては育児・介護休業法にある育児・介護休業をめぐり不利益取扱い禁止の適用を受けます。

なお、妊娠から産後1年を経過しない女性労働者に対する解雇は、使用者からの反証がない限り、無効(男女雇用機会均等法9条4項)です。

事例5 ハラスメントに対してどう対処するか

職場におけるセクシュアルハラスメント(セクハラ)には、「対価型」と「環境型」があります。

「対価型」は、職場において行われる労働者の意に反する性的言動に対する対応により、当該労働者が解雇・降格・減給等の不利益を受けるものです。「環境型」は、職場において行われる労働者の意に反する性的言動により、当該労働者の就業環境が害されるものです。

セクハラ事件では、加害者のみならず、使用者にも責任が生じます。使用者は、「使用者責任」に対する不法行為責任に加え、「職場環境配慮義務」に対する債務不履行責任を問われます。男女雇用機会均等法に基づく指針には、セクハラに関して具体的に使用者が構すべき措置として、事前措置(①セクハラ防止に関する方針の明確化と周知・啓発、②行為者に対する処罰方針・規定等の創設と周知・啓発、③相談体制整備、④微妙な事案も含めた適切な対応等)、事後措置(⑤迅速・正確な調査、⑥迅速・適正対応、⑦再発防止措置としての①と②)、あわせて講ずべき措置(⑧プライバシー保護措置とその周知、⑨行為者、事実確認協力者に対する不利益取扱い禁止とその周知・啓発)が挙げられています。

以上が、パート労働者に多い事案です。いずれのトラブルについても、法的主張をする場合は、立証の問題が伴います。坏先生には、労働者が自らの主張を裏付けるための立証の工夫などについても解説していただきました。

上記セミナー終了後は相談会を開催し、日頃疑問に思っていることなどの個別相談を受け付けました。

労働相談情報センターが開催するセミナー情報は、

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/> をご覧下さい。

【労働セミナー事業全般に関する問合せ先】 東京都労働相談情報センター(飯田橋) ☎03-5211-2209

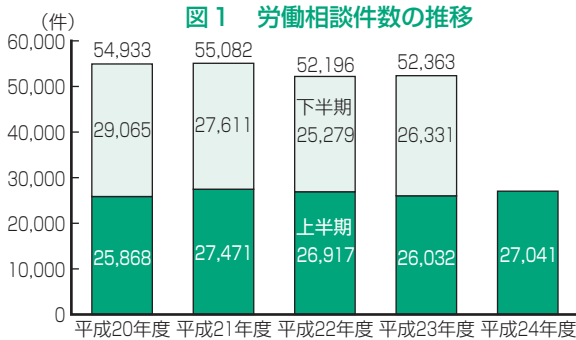
—東京都労働相談情報センター相談状況から—

今年度上半期は「職場の嫌がらせ」に関する相談が大幅増

東京都は、労働相談情報センターで実施している労働相談について、今年度上半期の状況を発表しました。
(注：四捨五入により表示している数値については、合計において一致しない場合があります。)

◆相談件数は、引き続き高い水準

平成24年度上半期の相談件数は27,041件で、前年度同期に比べて3.9%増と、引き続き高い水準となっています。なお、ここ数年、労働相談件数は、年間5万件台で高止まりとなっています。(図1)

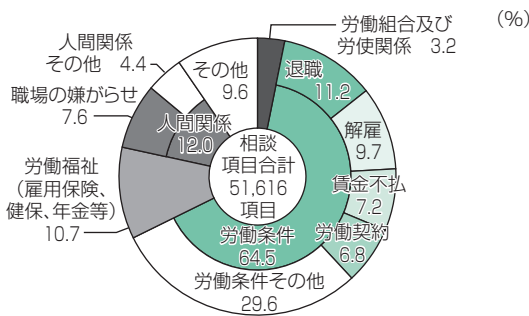


◆相談項目のトップは「退職」、以下「解雇」、「職場の嫌がらせ」と続く

相談項目総数は、51,616項目(1件の相談で複数項目にわたる相談があるため相談件数を上回る)で、最多項目は、「退職」で11.2%を占めています。次いで、「解雇」9.7%、「職場の嫌がらせ」7.6%となっています。(図2)

なお、「解雇」は、使用者の一方的な意思による雇用契約の終了です。一方、「退職」は、使用者からの働きかけ(勧奨や強要)も含まれますが、労使合意に基づき雇用契約を終了するものです。

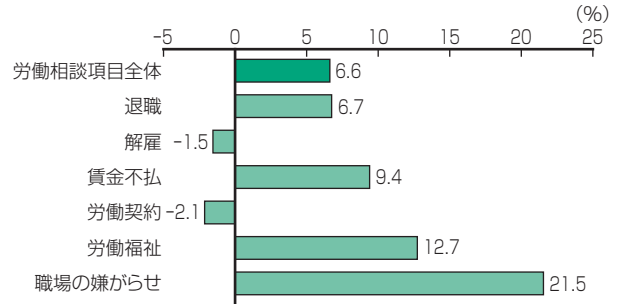
図2 相談内容別相談項目構成比(平成24年度上半期)



◆職場の嫌がらせに関する相談は、21.5%増

相談項目数でみると「職場の嫌がらせ」が、前年度同期比で21.5%増と大幅に増加しています。(図3)

図3 相談内容別相談項目前年度同期比(平成24年度上半期)



◆メンタルヘルス不調者に係る相談件数は、25.5%増

上半期のメンタルヘルス不調者に係る相談件数が、前年度同期比で25.5%増と大幅に増加しています。(図4)
相談項目数を見ると、「職場の嫌がらせ」が最多となっており、図2の相談全体の項目構成比と比べても割合が高いことがわかります。(図5)

図4 メンタルヘルス不調者に係る相談件数、前年度同期比の推移(各年度上半期)

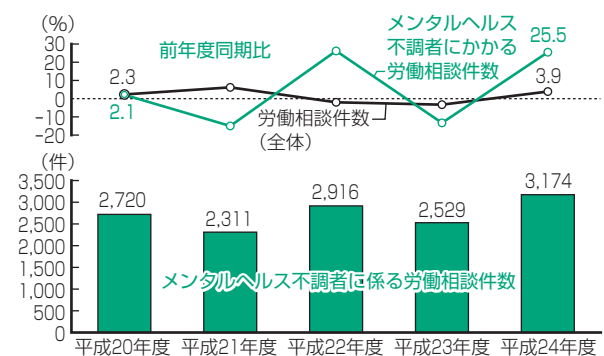
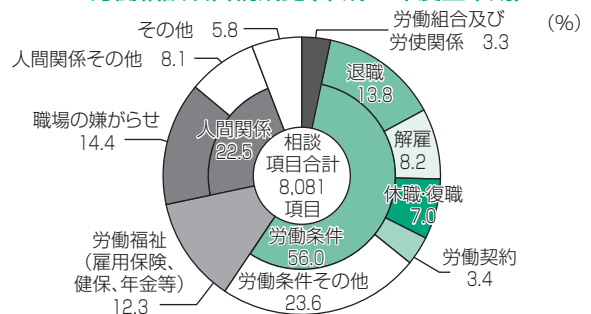


図5 相談内容別メンタルヘルス不調者に係る労働相談項目構成比(平成24年度上半期)



職業訓練校生徒作品展'13 & 匠の技展が開催されます

東京都と職業能力開発協会は、都立職業能力開発センター及び認定職業訓練校の生徒作品と技能士会の技を発表する「職業訓練校生徒作品展'13 & 匠の技展」を開催します。作品の販売、体験教室もあります。

日時 平成25年1月16日(水)・17日(木) 10時~18時(17日は16時まで) 場所 JR新宿駅西口広場

見る 展示 家具、靴、着物、ドレス、ミニガーデン、日本料理、ミニSL、モデルカー、建築模型 等
 つくる 体験 (体験料がかかるものもあります) 花瓶敷き、袋物の型染め、着付け、アロマ入浴剤 等
 買う 即売 家具・棚、和装・洋装小物、ネクタイ、ミニバケツ、表装製品、はんこ 等
 実演 椅子張り、内装仕上げ、印章、貴金属、和裁 等



詳細は [HP](http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp/ginou/fair/) <http://www.tokyo-nokaikyo.or.jp/ginou/fair/> をご覧ください。

【問合せ先】東京都職業能力開発協会振興課 ☎03-5211-2352 ~ 4

**東京マイスター、今年度は40名
-東京都優秀技能者等表彰式が開催されました-**

東京都では、11月の「職業能力開発促進月間」にあわせて、都庁大会議場にて「東京都優秀技能者(東京マイスター)等表彰式」を行いました。



▲今年度東京マイスターに認定された方々の記念撮影

東京都優秀技能者(東京マイスター)とは、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と都知事に認定された方です。今年度は、寝具仕立工や美容師、日本料理人等様々な職種で、40名の方が受賞しました。また、技能者育成・技能継承において特に成果をあげた中小企業に授与する「東京都中小企業ものづくり人材育成大賞」については、株式会社今野製作所(足立区・金属加工業)が受賞しました。そのほか、優良認定職業訓練実施団体及び認定職業訓練功労者、技能検定功労者、技能五輪・アビリンピック成績優秀者等の方々に感謝状等を贈呈しました。また今年度より、技能検定試験成績優秀者のうち特に優秀な方については「産業労働局長賞」を授与しました。今年度は、計4社・2団体160名が、東京の技能振興に貢献したとして表彰されました。

**働きやすい職場づくりに取り組む企業のための
企業交流会(多摩)のお知らせ**

東京都では、労務管理について、他企業との情報交換や専門家へ気軽に質問ができる交流会を以下のとおり開催します。事業主・人事労務担当者の皆様、労務管理の悩みをここで話してみませんか？

【日時】平成25年2月20日(水)

第1部(14時30分～15時)

多様な社員が活躍できる職場環境の実現に向けて

第2部(15時～16時30分)

パート社員をはじめとした非正規労働者の活用

【会場】国分寺労政会館・第3会議室

【定員】20名

下記申込み先に、平成25年2月13日(水)までに、所定申込書(HPからダウンロード可)にてFAXでお申込みください。

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/sodan/seminar/kouryu/02.html>

【申込み先】産業労働局雇用就業部労働環境課

☎03-5320-4649 FAX03-5388-1469

東京労働局からのお知らせ

**都内136企業が割増賃金23億円を遡及支払
-監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成23年度)-**

東京労働局は、平成23年4月から平成24年3月までの1年間(平成23年度)に、管下18労働基準監督署(支署)において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていない企業2,454件に対し、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告指導しました。

その結果、支払われた金額が100万円以上となった企業数は、136件(前年度に比べ9件増)、対象労働者数は17,471人(前年度に比べ7,947人増)、遡及払額は23億2,290万円(前年度に比べ1億2,000万円増)でした。また、1企業で支払額が5,000万円を超えた企業は6件であり、1企業での最高支払額は9億8,207万円でした。

【問合せ先】東京労働局監督課 ☎03-3512-1612(直通)

**職場でのセクシュアルハラスメントに
お悩みの方へ -相談窓口のご案内-**

- 労働者ご本人はもちろん、配偶者の方、ご家族の方等で悩んでいる方はいませんか？
- 会社側の方で対策の講じ方にお困りの方はいませんか？

東京労働局では、職場のセクシュアルハラスメントに関する相談を随時行っています。毎月第2金曜日には、カウンセラーによる特別相談(予約制)も実施中です。

【予約申込み・問合せ先】

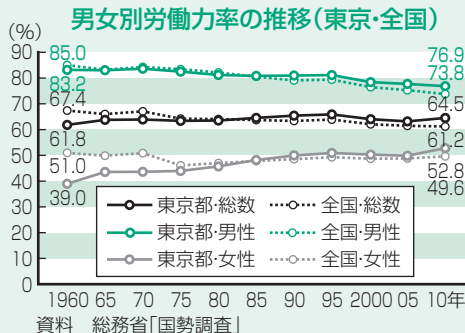
東京労働局雇用均等室 ☎03-3512-1611

労働 keyword 豆知識⑦

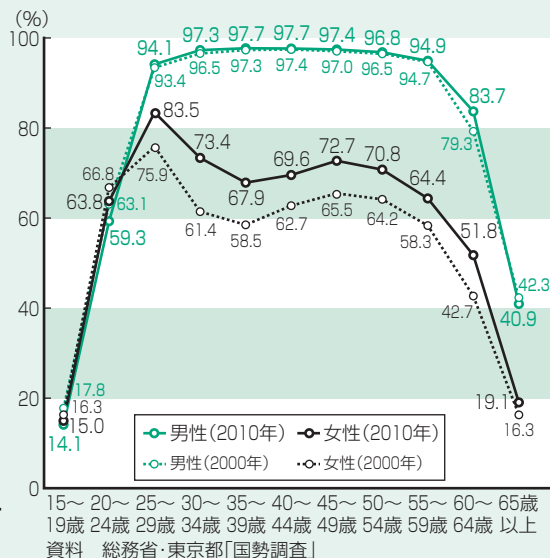
「労働力率」

労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合です。

日本の労働力率は、長期的にみると低下傾向ですが、東京の労働力率は横ばいで推移しています。男性の労働力率は、全国・東京ともに緩やかに低下し続けている一方、女性の労働力率は、男性に比べて低迷しています。なお、50年前は、全国に比べて東京では、女性の労働力率が低かったものの、2010年には全国と同程度の約5割にまで上昇しています。女性の労働力率を年齢別にみると、35～39歳を底とする、いわゆるM字カーブを描いています。子育て世代にあたる30～40代の女性は、男性と違い、就業の場から一旦離れる方が多いことが考えられます。ただし、10年前に比べてM字の底が上昇しており、30～40代女性の労働意欲はやや高まっていることがうかがえます。



男女別・年齢別労働力率(東京、2000年・2010年)



とうきょうの労働1283号(平成24年11月号)の掲載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。
4頁「労働keyword豆知識⑦」掲載グラフにおける年齢軸 (誤)「60歳以上」→(正)「65歳以上」

**労働相談情報センターのセミナー**

*セミナーの募集は、全て申込み先着順です。定員に達した場合は、申込みの受付を終了いたしますので、あらかじめご了承下さい。

●●● 労働セミナー ●●●**■飯田橋 【申込み先】☎03-5211-2209**

女性社員の活用・定着のための育成法と人事・評価制度づくり

〔日時〕平成25年1月31日(木) 〔定員〕70名

第1部：13時～15時

第2部：15時15分～17時15分

〔講師〕(株)船井総合研究所チーフ経営コンサルタント
蓮尾 登美子 氏

〔会場〕東京しごとセンター地下講堂

**パート・アルバイトで働く人・働きたい人必見！
雇用トラブルにあわないための労働法セミナー**

〔日時〕平成25年2月26日(火)・28日(木)14時～16時

〔定員〕60名

〔講師〕特定社会保険労務士 櫻井 三樹子 氏

〔会場〕八王子労政会館2階第1会議室

■池袋 【申込み先】☎03-5954-6505

ワーク・ライフ・バランスと社員の多様性を経営戦略に活かそう！～大介護時代へ乗り出すために

〔日時〕平成25年1月29日(火)14時～17時 〔定員〕100名

(13時より板橋区ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰)

〔講師〕(厚労省)政策評価に関する有識者会議 委員

渥美 由喜 氏

〔会場〕板橋区立グリーンホール2階ホール

社会保険と労働法～パートタイマーや契約社員で働くときのポイント

〔日時〕平成25年2月27日(水)14時～16時

〔定員〕80名

〔講師〕特定社会保険労務士キャリアディベロップメン

トアドバイザー 永田 幸江 氏

〔会場〕練馬区立男女共同参画センター『える』

■八王子 【申込み先】☎042-643-0278

働くあなたの疑問を解決！退職、解雇、雇止めをめぐるQ&A

〔日時〕1月23日(水)・31日(木)18時30分～20時30分

〔定員〕100名

〔講師〕弁護士 佐々木 亮 氏

〔会場〕府中グリーンプラザ大会議室

●●● 両立支援研修会 ●●●**■飯田橋 【申込み先】☎03-5211-2248**

ワークライフバランス推進と現在の労働法制

両立支援に関する法制度や、制度実施の際の法的な注意点等について解説します。

〔日時〕平成25年2月1日(金)14時～16時 〔定員〕60名

〔講師〕弁護士 中井 智子 氏

〔会場〕東京都労働相談情報センター・セミナー室

●●● 雇用管理改善リーダー育成研修会 ●●●**■飯田橋 【申込み先】☎03-5211-2248**

多様な人材を活かす組織マネジメント

経営者・人事担当者を対象とした少人数制の研修会です。ダイバーシティ(多様性)マネジメントについて学びます。

〔日時〕平成25年1月30日(水)・2月4日(月)・5日(火)

9時30分～16時30分

〔定員〕30名 〔講師〕麗澤大学経済学部教授 木谷 宏 氏

〔会場〕東京都労働相談情報センター・セミナー室

**都立職業能力開発センター
からのお知らせ****■4月入校生の募集****①普通課程**

〔高卒程度〕(1年) 金型加工・建築設備等13科目

〔概ね30歳以下〕(2年) 機械加工

〔高卒程度概ね30歳以下〕(2年) メカトロニクス等4科目

(1年) 自動車塗装等13科目

②短期課程

〔一般〕(6か月) 溶接、配管、介護サービス等32科目

〔25歳未満〕(1年) 若年者就業支援 (3コース)

③高齢者(おおむね50歳以上)

〔昼間〕(6か月) ホテル・レストランサービス等10科目

(3か月) パソコン実践、施設警備等3科目

〔夜間〕(6か月) ハウスサービス

(3か月) ビル設備管理

〔選考日〕平成25年2月18日(月)～21日(木)

申込みは、平成25年1月7日(月)～2月6日(水)に、ハローワークが各センター校へ。教科書代等は自己負担。

①は授業料・入校選考料が必要。

【問合せ先】

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎03-5320-4716

■キャリアアップ講習1月受付

在職者を対象に、おもに平日夜間や休日に実施する、仕事に役立つ短期講習です。

〔講習内容〕第二種電気工事士(実技)受験対策(初学者対象)、第二種電気工事士(基礎実技)、Access VBAによるプログラミング等全4コース

〔対象〕現在働いている方で都内に在住または在勤の方

〔費用〕授業料4,300円～6,500円(ほかに教科書を各自購入。)

申込みは、①往復はがき→平成25年1月8日(火)(消印有効)、または②インターネット及びFAX→平成25年1月10日(木)までに、必要事項を書き、直接実施校へ。

 http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/carr_up/

【問合せ先】

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎03-5320-4719

■ものづくり体験塾(概ね34歳以下の方対象)**体験！印刷技術**

カレンダー製作を通じて、受注から印刷、納品までを体験します。印刷工場見学や、キャリアカウンセラーを交え、今後の就職に関するディスカッションも行います。

〔日時〕平成25年1月28日(月)～30日(水)

9時～16時

〔会場〕中央・城北職業能力開発センター

〔定員〕10名

平成25年1月21日(月)までに、下記申込み先へ電話で申し込んで下さい。申込者多数の場合は抽選となります。参加費は無料です。

【申込み先】 中央・城北職業能力開発センター
人材育成課 ☎03-5800-2611

*セミナー参加にあたり、東京しごとセンター・東京しごとセンター多摩に未登録の方は、事前に東京しごとセンターの利用登録をしていただきます。
*セミナーの募集は、申込み先着順での受付となります。

東京しごとセンターのセミナー・講習

会場：東京しごとセンター 住所：〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

●求職者向け●

■29歳以下対象

①就コム!

グループワークを中心としたセミナーと、個別カウンセリングがセットになった就活プログラム。

〔日時〕平成25年

1月8日(火)～2月15日(金)

毎週火・金 10時～13時

〔定員〕10名

■34歳以下対象

②就活倶楽部

2日間で就活の基本となる自己分析、求人検索、応募書類の書き方等を学ぶ。

〔日時〕平成25年

1月10日(木)・11日(金)

10時～17時

〔定員〕18名

③ジョブパーティ!

企業採用担当者と気軽に話しあえる交流会と準備セミナーが一緒になった就活イベント。

〔日時〕平成25年

1月17日(木)10時～17時

18日(金)9時30分～16時30分

〔定員〕40名

④セルフマネジメント

自己表現や目標達成など、即戦力として働くための力をつける。

*平成25年1月9日(水)より募集開始。

〔日時〕平成25年1月23日(水)

10時～17時

〔定員〕20名



⑤「SPI筆記試験対策」

模擬試験を解きながら、採用面接で行われることも多い適性検査SPI全体について解説する。

*平成25年1月4日(金)より募集開始

〔日時〕平成25年1月26日(土)

10時～13時

〔定員〕15名

■30歳～54歳対象

⑥～企業が求める人材とは?～人事担当者に聞く選考のポイント

自己PRした点と企業が求める人材像とがマッチしているのか、企業の人事担当者への一問一答式で解決する。

〔日時〕平成25年1月9日(水)

13時30分～15時30分

〔定員〕100名

■55歳以上対象

⑦高齢者のための就職支援講習「調理業務アシスタント」

調理業務に必要な食品衛生と安全作業、調理業務を学ぶ。

*募集期間：平成25年1月9日(水)～28日(月)

〔日時〕平成25年2月26日(火)

～3月8日(金)(全8日間)

9時30分～17時

〔定員〕30名

●入社3年以内の在職者向け●

■34歳以下対象

⑧若手社会人ビジネスカアップ講座

若手社会人を対象に、それぞれの段階に応じたキャリア形成に活用できる講座。

〔日時〕平成25年1月19日(土)

10時～17時

〔定員〕30名

東京しごとセンター多摩のセミナー

住所：〒185-0021

国分寺市南町3-22-10

(東京都労働相談情報センター国分寺事務所内)

●求職者向け●

■34歳以下対象

⑨面接対策セミナー

(会場：武蔵野商工会館)

同日午後開催の面接会直前対策セミナー。面接のポイントを学ぶ。

〔日時〕平成25年1月17日(木)

10時～12時

〔定員〕30名

⑩合同就職面接会

(会場：武蔵野商工会館)

概ね7社の企業が参加。履歴書複数枚持参のこと。

〔日時〕平成25年1月17日(木)

13時30分～16時30分

(受付：13時～15時30分)

予約不要・入退場自由

■全年齢対象

⑪面接対策セミナー

(会場：東村山市民ステーション・サンパルネ)

同日午後開催の面接会直前対策セミナー。面接のポイントを学ぶ。

〔日時〕平成25年1月31日(木)

10時～12時

〔定員〕30名

⑫合同就職面接会

(会場：東村山市民ステーション・サンパルネ)

概ね7社の企業が参加。履歴書複数枚持参のこと。

〔日時〕平成25年1月31日(木)

13時30分～16時30分

(受付：13時～15時30分)

予約不要・入退場自由

各セミナー等の申込み・問合せ先

一部のセミナーについては、HPから申込み可能です。



<http://www.tokyoshigoto.jp/>



①～⑤、⑧ ヤングコーナー ☎03-5211-2851

⑥ ミドルコーナー ☎03-5211-2803

⑦ 能力開発係 ☎03-5211-2327

往復はがきに講習名・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・電話番号を書き、郵送。募集締切日の消印有効。(宛先：〒102-0072千代田区飯田橋3-10-3)

⑨～⑫ しごとセンター多摩 ☎042-329-4524

障害者職業訓練の 委託先機関を募集しています

募集期間 平成25年1月15日(火)～2月1日(金)

対象コース(平成25年4～9月開始分)

①知識・技能習得訓練コース

②障害者向け日本版デュアルシステム

③実践能力習得訓練コース

④e-ラーニングコース

【申込み・問合せ先】

東京しごと財団障害者就業支援課 ☎03-5211-2683



東京都産業労働局雇用就業部調整課発行
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話 03(5320)4646
2012年(平成24年)12月25日発行 第1284号 昭和22年8月25日創刊
印刷物規格表第1類 印刷番号(23)80 印刷 音羽印刷株式会社

TOKYOはたらくネット
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>
携帯版はこちら→

